

平成26年度6月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

- 1 開催日時 平成26年6月25日(水)午後1時30分
- 2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室
- 3 出席委員
木村元昭委員長，岡田健委員，金木秀文委員，久保井撰委員，迫田登紀子委員
重富朗委員，谷口直人委員，照屋常信委員，松井隆明委員，森川友子委員
安河内肇委員，山本裕子委員(委員は五十音順)
- 4 事務担当者
永田昌敏事務局長，森則明首席家庭裁判所調査官，秋吉國広家事首席書記官，
濱田孝少年首席書記官，浅野和之次席家庭裁判所調査官，鵜池隆喜家事次席書
記官，玉川敦主任書記官，北原正文総務課長
- 5 テーマ
成年後見について～後見人の事務に関する監督を中心として～
- 6 議事概要
 - 開会
 - 委員長あいさつ
 - 新任委員自己紹介
 - 協議(発言者の略記 ○:委員，◇:事務担当者)
最高裁判所作成のビデオ「私は成年後見人」を視聴後，主任書記官から，後見人等が行う事務を裁判所が監督する後見等監督を中心に，現在における問題点や福岡家庭裁判所の取組事例を説明し，意見交換を行った。
 - 専門職後見人とはどのような職業の方か。
 - ◇ 弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士，精神保健福祉士，社会保険労務士等が専門職として選任されている。
 - 本人に対する医師の鑑定は，以前は詳細な記述を行う事案が多数あったが，最近では症状や所見の項目をチェックする方式で○○相当との診断書に変わってきているのか。

◇ 法律上は、原則、後見と保佐については、医師の鑑定が必要となっているが、裁判所も平成12年から数多くの申立事件を処理した経験から、事案の類型別に鑑定の要否を検討することにより、現在では、従前に比べると医師の鑑定を実施する事案は減少しており、大多数は医師からチェックリストによる〇〇相当という診断書を提出していただいている。ただ、鑑定を必要とする事件は少数ではあるが、鑑定結果によっては、親族間の紛争に巻き込まれるおそれがある等の諸事情や苦勞もあって、鑑定を引き受けていただける医師の確保に、裁判所も苦勞している状況がある。

○ 成年後見制度発足時には、親族後見人が選任される比率が高かったと思うが、現在の親族後見人と専門職後見人の選任比率はどうなっているか。

◇ 今手元にデータはないが、従前は親族後見人が圧倒的に多数であったが、平成24年から親族後見人と専門職後見人の選任数が逆転している。

○ 私の団体は、専門職後見人の供給と普及発展を目的とし、後見人候補者を裁判所に推薦している。内部的に全ての事件の報告を受け把握しており、選任数は毎年増加し、全体ではかなりの事件数になっている。推薦名簿に登載している会員1人当たりの事件数も増加しているため、不正事案が生じないように監督態勢を整えている。受任者の団体支部に対する内部的な報告は、裁判所に報告する内容とほぼ同じであるが、事件受任時とそれ以降、6か月に1回、個人情報保護に配慮した様式で、財産の収支状況を含めた報告を団体の本部のシステムを利用して受け付けている。会員には支援員を付け、支援員が報告内容をチェックし、不明点は確認する方法で全ての事件について監督を行っている。

裁判所でも成年後見事件の不正防止に努められているが、態勢はどうなっているか。

◇ 後見センターと第2後見センターがあり、スタッフは、裁判官、家裁調査官、裁判所書記官、裁判所事務官で構成している。

○ 短期教育監督人の選任件数は、これまで何件か。

(※ 短期教育監督人とは、弁護士、司法書士の専門職が、後見監督人とし

て親族後見人を一定期間教育、指導し、親族後見人が監督事務に習熟したことを確認した上で、後見監督人を辞任するという運用である。)

- ◇ 後見人の不正防止対策として、当庁で最近発案した取組で、運用実績はまだ1件である。
- 今日の説明では、裁判所はその職責を果たすために財産管理に重点を置いているという話であったが、社会福祉士等による後見活動では、地域で在宅で見守っているようなケースで苦勞することも多い。裁判所が身上監護の面で工夫していることはあるか。
- ◇ 財産管理がしっかりできていないと身上監護もできていないという事案も多いので、まずは、財産管理をしっかり見ているが、後見等監督時には、本人の生活状況等の報告も受けて、身上監護面での監督もしっかり行っている。
- 私の団体の現場でも、生活支援や医療行為、死後の事務など個々に困難なケースがあり、ケースバイケースで対応している。できるだけ身上監護の面で配慮できるよう定期的な面会をするよう会員に勧めている。
- 医療同意については、非常に難しい問題で、各分野を考慮しながら、日弁連でも検討は進められている。
- 以前、高齢で認知症の独居の方の家に派遣された介護士の窃盗事案があった。今後、警察でも、その様な家族に対して後見人制度等をアドバイスする場合も想定されるが、その様な時にはどうしたらよいか。
- ◇ 裁判所の後見センターに直接相談いただくか、リーガルサポートの受付相談窓口や地域包括センターでも相談を受けている。今後は、情報提供として、裁判所から成年後見制度に関するパンフレット等を県警にも送付させていただき、連携を図っていきたい。
- 認知症の家族を介護した経験があるが、後見人になられる方は、本当に大変で苦勞が多いと思う。任意後見契約の公正証書を作成していたが、任意後見監督人選任申立で裁判所に相談した時に、書類が多く、これでは自分が身動きできなくなると思い、結局、手続はしないまま無事に看取ることができ

た。認知症の方を介護している家族の方は、成年後見人制度を利用しても、利用しなくても大変だし、人のお金を管理するということは責任がとても重いことだということを改めて感じた。

◇ 裁判所としては、後見人の方が、大変な思いをされて職責を果たしていただいていることに改めて感謝する。

○ 医療過誤訴訟の患者側の代理人として、植物状態の患者本人の後見人選任申立てをしたときに、親族を後見人候補者として申し立てたが、裁判所は、専門職後見人を選任した。事案によっては、親族後見人でも相当と思われる場合もあり、実情に応じて柔軟な対応をしていただきたい。

◇ 専門職後見人を勧める背景には、後見等監督事件が急増する中で、裁判所が恒常的継続的に全てをチェックするには限界がある状況下で、被後見人の財産を護るためには、成年後見制度そのものを手厚いものに変えていかなければならず、専門職が関わる状況を作らねば成年後見制度そのものが維持できないという危機感もある。

○ 成年後見制度は、裁判所が監督しているという信頼感が制度そのものへの信頼に結びついている。裁判所は、国民のニーズに応える態勢を構築していただきたい。

◇ 裁判所も、限られたマンパワーの中で、在るべき成年後見制度の維持について、様々な課題に直面している。

○ 当団体も、件数が増える中、マンパワーの面で、どこまで受任できるか不安がある。受任できる会員数にも県内で地域差があり、各機関や自治体との連携の重要性を感じている。裁判所も、社会福祉協議会や自治体との情報交換もしていただきながら態勢についての協議も進めていただきたい。

○ 成年後見人制度についての相談を受けたり、後見人候補者を推薦するに当たり、後見人の報酬について、予測できる目安を示していただけないか。

○ これまでの経験から、成年後見制度は、本人の生活を維持することがまず一番で、報酬は、本人の資力の範囲でしか支払われないと感じている。

◇ 報酬の目安を示している庁もあると聞いている。報酬額は個々の事案によ

って裁判官が決定しているもので、福岡家裁で定めているものはないが、これまでの経験の累積から目安のようなものを示すことができるか検討したい。

- 専門職後見人として、ここ数年は、常時10件強を受任しており、事案も複雑で時間的にも精神的にも負担を重く感じている。将来の事件数の累増を考えると、成年後見制度を維持するには、ピラミッド型の監督構造を作っていくしかないと思う。開始後1年は、後見人の仕事はかなり多い実感があるので、そこを専門職がいかにサポートしていくかだと思う。福岡家裁が始めた短期教育監督人は、非常に先駆的な取組だと評価できる。

- 次回テーマ

家事事件手続法施行後の家事調停事件の運用について（仮題）

- 次回期日

平成26年12月3日（水）午後1時30分から